

官報

号外 昭和四十二年五月十二日

第五十五回国会衆議院会議録 第十二号

昭和四十二年五月十二日(金曜日)

午後二時 本会議

午後二時十一分開議

○本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)の趣旨説明及び質疑

住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)

○副議長(園田直君) これより会議を開きます。

午後二時十一分開議

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣水田三喜男君。

〔國務大臣水田三喜男君登壇〕

○國務大臣(水田三喜男君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

私は、さきに所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び相続税法の一部を改正する法律案について趣旨を御説明いたしました際に、昭和四十二年度の税制改正の基本的な考え方を申し述べたのであります。今回ここに提出いたします租税特別措置法の一部を改正する法律案は、その一環として、最近の経済情勢と当面の政策上の要請にこたえて、税制上の特別措置について新設あるいは整理合理化、適用

期限の延長等を行なうものであります。

まず、特別措置を新設したもののうち、主要なものについて申し上げます。

初めに、企業の体質改善を促進するための措置として、資本の自由化に即応して、国内技術の開発の緊要性に顧み、試験研究費が増加した場合の税額控除制度を新設するほか、紡績業、織布業の構造改善対策及び石炭鉱業の再建整備対策の一環として、それぞれ所要の措置を講ずることとしております。

次に、中小企業の体質強化という面におきましては、右の措置に加えて中小企業の協業化の促進、中小漁業の振興、肉用牛の緊急増産等の要請にこたえて、新たに特別の措置を講ずることとしております。

また、輸出の振興につきまして手続の簡素化による利用の促進等制度の充実をはかる一方、社会開発の促進をはかるため、公害防止施設、都市交通緩和のための私鉄の都心乗り入れ施設等について、特別償却制度を新設する等の措置を講ずることとし、土地対策及び住宅対策の関係におきましては、取用等の場合の譲渡所得課税について一千二百万円の特例控除を行なうこととするほか、住宅貯蓄控除の創設等の措置を講ずることとしております。

さらに、日本万国博覧会に出席する企業についての出展準備金、特定の森林施設計画に基づく山林の伐採等についての森林計画特別控除または計

画造林準備金を新設する等の措置を講ずることとしております。

このほか、税制においても金融政策と並んで景気調整措置の採用が必要とされる状況に顧み、景気過熱の期間においては、一定の基準により法人税の延納利子税率の引き上げや合理化機械の特別償却の停止繰り越しを行ない得ることとしております。

次に、特別措置の整理合理化、適用期限の延長等について申し上げます。

まず、利子所得及び配当所得に対する課税の特例につきましましては、貯蓄へ及ぼす影響等を考慮しつつ漸進的な措置を講ずることとし、特例税率をそれぞれ五%引き上げて、その適用期限を三年間延長することとし、また、この改正と関連して、新たに割引債券の償還差益について発行時に五%の税率による所得税の源泉徴収を行なうこととしております。

また、交際費の節減をさらに進めるために、交際費の損金不算入制度につきましまして、交際費が前年同期より増加した場合には一定部分につき課税を強化する一方、減少した場合には減少相当額を否認対象額から控除するという合理化を加えた上、その適用期限を二年間延長することとしております。

さらに、適用期限の到来するその他の特別措置については、新規の措置に吸収することにより、あるいはまた、航空機の国内乗客に対する通行税

昭和四十二年五月十二日 衆議院會議録第十二号 租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する村山喜一君の質疑

の軽減措置等、他の政策上の必要等に基づき廃止するものを除いて、実情に即し簡素化ないし合理的改定を加えた上、あるいは現行制度のまま、その適用期限を延長することとしております。

なお、以上のほか、利益処分による特別償却及び準備金の設定等、所要の規定の整備合理化を行なうこととしております。

以上が租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

副議長(岡田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕
○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、佐藤総理及び関係閣僚に質疑を行ないたいと思っております。

日本の国内にはいろいろな所得階層の人たちがおります。佐藤内閣の閣僚でありました大正製薬の上原正吉さんのように、親子で九億一千八百万円も所得のある人も、佐藤総理のように九百五十万しか所得のないという政治家もあるかと思つと、(拍手)私の選挙区内で不幸にも春にそむき、生命をみずから絶つた中学三年のA君のような事

例もあります。A君は、日雇いで働く母親が本年三月突如として生活保護を打ち切られた母子家庭の子であります。修学旅行に行く旅費四千五百円をアルバイトで二千八百円はつくつたものの、残り千七百円をつくれず、思案にくれ自殺をいたしましたのであります。

今日、国民が佐藤内閣に持っている不満は数多くありますが、特に税金に対する制度なり運営については強い不満を持っております。税制が公平でなければ明るい政治も生活も望めません。それは生活費まで課税をしているという重税であるといふこともさることながら、日本の税制は資本主義的にも公平でないというのが最たるものであります。中でも総額六千二百七十億円にも及ぶと推計されます会社法人の交際費について特例措置をつくり、わずか四百六十三億しか課税されず、社用族たちが紅灯のちまたで遊興にふけることを国民の税金全体で助成している租税特別措置法や、外国には例を見ない法人の寄付限度額を二兆円も認め、政治献金については、入幡製鉄一社だけでも四億九千六百五十七万円までは課税をしないという法人税法が、政治を腐敗させていることを国民は知っているからであります。(拍手)

佐藤総理は、人間尊重を公約し、政治の姿勢のえりを正すことを言われる以上、税制についても真に国民のものにつくりかえるべきであると思つますが、所信を伺いたないのであります。(拍手)
今回提出されました租税特別措置法の改正案に

は、国税において三百十二億の整理合理化がなされてはいるものの、依然として、特定の政策目標を達成すると称して税制上の優遇措置を行ない、国税において二千四百九十九億円、地方税において一千六百十六億円、実に四千億円をこえる免税がなされ、片一方では、国民大衆の生計費にまで課税が行なわれているのであります。

大蔵大臣にお伺いいたします。

昭和四十年年度の税制調査会答申及び四十一年十二月の長期税制のあり方についての中間答申では、租税特別措置の新設は、負担の公平、租税の中立性を阻害する、納税道義に悪影響を及ぼすと述べ、整理縮小の方向に進むべきだと、基本的な考え方を述べておりますが、それに反して、準備金制度を四つも新しく発足をさせ、景気調整のための課税の特例を新設させるなどいたしてありますが、既得権化されているものをなぜ廃止しないのか。景気調整政策は、経済政策の中でやるべきではないか、政令に委任することによって、租税法定主義がさらにゆがめられてくるのではないかと、行政権で税政策を左右することは認めるべきでないと思つが、どうか。

今日、流動的改廃を直ちに行なうべきものに、利子所得・配当所得の分離課税、軽減措置や非課税があります。個人の貯蓄は、可処分所得が伸びるにつれて増加するのであって、税制上の特別の助成措置との関連はほとんど認められないという

のが経済学の常識でもあり、かつて税制調査会が出した結論でもあります。

大蔵大臣、利子・配当所得分離課税の問題で、金融機関や証券会社の陳情は聞きますが、預金者、株主から要請があつた事実がありますか。

第二に、分離課税の方式をとつてから逆に個人株主は減少しているではありませんか。

第三に、利子所得の分離課税の結果から金融機関は脱税資金の隠し場所になっているではありませんか。無記名のものは六千億円といわれております。架空名義預金はどのくらい預金をされておるのでありますか。昭和三十八年の犯罪所得によりますと、告発件数四十八件で、預金にかかわる法人分で十二億円もあることがわかっております。一件当たり二千四百八十万円にも達しているのではありませんか。

さらに、日銀の国際比較統計によりますと、日本国の個人所得の貯蓄性向は二一・三%で、米国の八・五%、イギリス八・一%、西ドイツ二一・六%、フランス一一・八%等に比べて著しい高さであり、高過ぎるのであります。それにもかかわらず、なぜそれに拍車をかけるのでありますか。さらに、現在の一人一口制限の少額貯蓄については、銀行も郵便局も、制限超過の管理は有名無実であるときに、百万円以下だったら何種類でも何店舗でもよいという改正をしたときに、ただでさえ忙しい税務署員が、非課税申告の名寄せなり金額限度のチェックができるはずがないじゃありませんか。

ませんか。(拍手)

さらに、配当所得・利子所得の大きい人は高額の資産所得者に限られているのであります。これらの人々には二百二十万六千円までは課税せず、給与所得者からは七十四万円以上は税金を取るといふのは、幾ら大蔵大臣が法人擬制説をとって、株主の配当控除や法人の益金不算入の制度を力説されても、現実離れをした意見ですから、一般国民はもちろぬ、企業にも投資家たちにも税法上の恩典として受け取られているのであります。

この際、根本になつてゐる現行の法人税制の基本的な仕組みを改めるべきであると思ひますが、政府の見解をただしたいのであります。(拍手)

交際費について、総理及び大蔵大臣に答弁を願ひたいのであります。最近大蔵省はゴルフ会費等は認めないことをきめたと聞きます。けつこうなことでございますが、赤坂や新橋で芸者をあげて遊ぶその花代や、パーやキャパレのホステスのサービス代も、交際費からはずさしたらいかかでありましょうか。(拍手)

法案ができる途中で五〇方式を導入して、規制によるデメリットを少なくしたために、初年度においては合理化されたのは二億円の増にすぎません。交際費を少なくしたら法人税をまけてあげますというメリットを与えようとしておりますが、費用が少なれば利益がふえるのでありますから、収入に対する費用という収益対応原則から見ても、所得のあるところに課税するという税法か

ら見ても、あまりにも便宜主義的な考え方だといわれてもしかたがないではありませんか。それよりも、税法で損金の額に算入される交際費の限度額を国民が納得するところまで引き下げて、国民の期待にこたえるべきではありませんか。(拍手)

都市周辺地域においては、工場や住宅団地ができる、その付近の地価は急激に値上がりをして、追加拡張ができず、住宅や工場は地価の割り安な地点を求めて、農業地域の中に無秩序に散らばり、農地は虫に食われるように、転用された面積の何倍ものものが荒れ果てております。

公共投資等によつて社会開発が進むと、その利益は国民のものにならず、一部の地主、不動産業者だけが恩恵をひとり占めにいたしてあります。農地転用は地価の騰貴をもたらすし、それがまた農地の転用を増大させ、地価騰貴に伴つて相続税は高くなり、農業をやりたい農民が農地を売り払つてつとめに出るというありさまであります。このことは、土地利用計画を持たず、土地の私権をやたらに保護し過ぎた歴代の自民党政府、佐藤内閣の責任であります。(拍手)

建設省は、四十一年以降五カ年間に四万九千ヘクタールの宅地を造成し、六百七十万戸の住宅を建設する方針だと聞きます。それを達成する手段として、土地収用法等を改正し、ごね得を封ずる措置をとらうとしておりますが、開発に伴う周辺地価上昇分についての増税措置は、経営者団体等の圧力で見送り、そのしわ寄せを租税特別措置に

かぶせようとしております。おのれの無策を国民の血税でカバーすることは許せません。佐藤総理は、土地利用計画について、宅地、住宅政策について抜本的な改革をすべきだと思ひますが、いかがでございますか。

西村建設大臣、宅地がなければ家は建てられないのであります。大きな期待で出発した住宅公団の宅地債券は、地価の値上がり、造成費の高騰で九割も発行できずじまいになってゐることを考えていただけなのであります。宅地を半分、住宅は六割を民間にまかせる計画をつくりながら、財政金融面の措置をなさずに、宅地政策を租税特別措置法だけで進めようとは、よもや考えられるはずはないと思ひますので、庶民の夢を実現させる具体策を示していただきたいのであります。

自治大臣に質問いたします。長期税制のあり方についての中間答申によりまして、税制調査会は、国の租税措置が自動的に地方税に影響することは避けるようにすべきであると述べております。現在国税の特別措置の影響を受けているものが七百八十七億円もあるといわれます。ことし、税額控除方式等によりまして、地方税にはね返らないような措置をとつて百三億円は解消したと聞きますが、今後の長期的な改善策を示されたいのであります。

最後に、資本の内部留保の充実、技術の振興及び設備の近代化、産業の助成等によつて、至れり尽くせりの恩恵を受けてきました大企業は、国債

発行政策によつてさらに力をたくわえ、設備投資に対する自己金融力は七割に達する力を持ち、内部留保五兆円といわれており、一連の特別サービスを必要としなくなつたと思われまふ。これに比べて、中小企業の倒産は月を追うて記録更新をいたしてあります。農業は兼業化の方向に衰退の度を深めてあります。中小企業や農業対策上ある程度の特別措置は認められますが、今日の経済の実情を顧みて、抜本的な改正を行なうべきときを迎えたといふべきであります。

総理は、勇気をもつて措置法を全面的に改正する決意はないかをお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 村山君にお答えいたします。

税制のあり方、お説のとおり、これは公正で、また公平でなければならぬ。税そのものは中立性が保たれなければならない、同時に、民主的にこれが決定されなければならない、かように私は考へております。各国の議会史をひもときますと、この税の問題が中心であることは御存じのとおりであります。

次に、交際費についてのお尋ねであります。交際費は、これは私が申し上げるまでもなく、いわゆる事業遂行上必要な経費でございます。したがうして、お説のように遊興に使われているというだけのものではございません。問題は、この交際

租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する村山喜一君の質疑

費を、どういふように節度あり、また良識のある使い方をするか、これが経営の問題だと思ひます。

次に、土地政策の基本についてのお尋ねでございます。詳細につきましては、もちろんそれぞれの担当大臣からお答えさすつもりでございますが、申すまでもなく、土地政策、この基本の問題は、土地を有効に利用し、かつ、地価を安定させることにあると思ひます。それぞれ具体的な対策を立てておりますから、建設大臣からお聞き取りをいただきます。

最後に、租税特別措置についてこれを全面的にやめる考えはないかというお尋ねでございます。私は、ただいま、租税特別措置を全面的に停止する、あるいはやめるというような考え方は持つておりません。しかし、この租税特別措置ができたしたゆえんのもの、経済政策の目的、同時にまた、税制の基本的な目的との調和によってできておるのでございますから、その効果を絶えず検討いたしまして、流動的にこれの改廃を行なうのが、これは当然でございます。本年もさような観点から租税特別措置につきまして処置をいたしました。今後ともこの立場におきまして十分検討してまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕
○国務大臣(水田三喜男君) 御質問が非常にたくさんある項目にわたっておりまして、順次お答えいたします。

まず、租税の特別措置についてでございますが、特別措置は政策上の必要から起こつたものでございますので、したがつて、もう政策的な効果を果たしておるものは廃止すべきであり、また、新たに政策上の要請を得て新設するものも当然あつてしかるべきだと思ひます。常にこの制度を見直しながら改廃よろしきを得るのがこの租税特別措置の運用であらうと思ひます。

まず、本日提案いたしました景気調整措置でございますが、これだけで効果を果たせるかというよきな御質問がございましたが、たとえば国が金融を引き締めて貸し付けを制限する、そうして投資を抑制するということから政策を通じて一般的な景気対策をとつていこうとするときに、一方、税制のほうでは、逆に、法人税の納付を猶予するとか、あるいは特別償却を認めて投資を促進するということにより、結果的にはこれと矛盾するような制度の適用を一時的に調整しようとするものでございまして、このことだけで単独に景気調整をしようとするものではございません。

また、租税法主義に反するのではないかと申すお話でございますが、今回の措置は、その措置が行なわれるべき要件をあらかじめ法律で規定しておく、そうしてその措置の範囲も法律で定められた狭い範囲に限られておりますので、政令に委任される事項もきわめて限定されたものでございまして、政府の裁量の余地というものは全く乏しい。政府はいわば要件が満たされたかどうかを確

認する行為を行なうにすぎないという程度のものでございます。また、この既存の措置、それから特に恩典を与えた特典措置を一時制限しようとするものでございますので、いわゆる法律で基本的なものではない、こういうことでございすから、私は今回の措置が租税法主義に違反するものであるというふうには考えません。

その次は、可処分所得に応じて個人の貯蓄高は変化するので、税制に左右されるものではないというお話でございますが、これは、そういう議論もございまして、学説的にも、調査会の答申でも、この問題について非常に論及しておることには確かでございます。しかし、何としてもこれは昭和二十八年以来もう十年という長い間実施している措置でございますので、貯蓄奨励の方法として、もう国民の貯蓄心理に非常に食い込んでいるといふ面もございすので、これを一挙にやめるといふことは問題である。漸を追つてこれを改善するのほうがいいではないかということで、私も税制調査会の答申に従ひまして、漸進的な改善策をとるといふことで今回提案した次第でございます。

それから、少額貯蓄についてのお話でございますが、確かに調査の困難性も増す点でございますが、現行制度のように、一店舗一種類主義ということは、貯蓄の慣行から見ましても非常に無理がございすので、少額貯蓄として大部分の国民に

利用できるよきに範囲を広げるといふことはいいことでございます。確かにいろいろな困難さはございすますが、一店一種類に限る、これでは最初から少額貯蓄を奨励する趣旨に反するところがございすので、改正をいたしました次第でございます。

それから、配当分離課税をとつてから個人株主の数が減つたのじゃないか、したがつて、この効果はなかつたのじゃないかというお話でございますが、三十九年、四十年度は、個人株主の数が確かに減つておりますが、昨年の四十一年からまた株主数はふえております。いずれにしましても、この措置がすぐに個人株主の数の問題と結びつくかどうかは問題でございます。いま発足したばかりでございますから、簡単に結論をつけるのは適當ではないと思ひます。

それから、株式配当の問題でございますが、これは法人税の性格をどう見るかということと関連していることは御承知のとおりでございます。これは法人擬制説に基づくというよりも、法人の實在説をとるべきが常識だという御意見でございますが、やはり法人の實態に着目して解決するのが一番正しい方向であらう、私もさういふ方向で今後これは慎重に検討したいと思ひております。

それから、交際費の問題で飲食費のことに触れられましたが、交際費のうちから、さつきおっしゃられましたように特定の項目を抽出して判断することは、実際問題としては困難でございます。

で、一定の限度を越える交際費の損金算入を否認するといふ形によって、行き過ぎた交際費の節約をはかることが一番いい方法であるといふふうに考へておる次第でございます。それで、所得あるところ税ありという原則に、今度の交際費についての改正案が抵触するのではないかとということでございますが、交際費が多くなるということは、生産のコストを上げることで、日本経済にとつては大きい影響のあることでございますので、これはできるだけ縮小すべきでございます。縮小するためのインセンティブを与えるというために、節約した分だけについて税の優遇をするということとは、大局的な大きい政策的な処置でございます。少しも悪いことじゃないと私もは考へております。

大体以上でございます。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 地方税は特に地域内の負担の公平を第一義に考へなければならぬものとして考へております。したがうしまして、一つの政策目的を達するために、国税、地方税を通じて特別措置をする必要のあるものを除いては、国税の特別措置が直ちに地方税に響かないようにすることが原則であり、そうしなければならぬと思ひます。

すでに御承知のように、御指摘もありません。この間、税額控除の制度などをやりました。この間の関連性を断ち切るようにいたしておるわけで、

この方針は今後も進めてまいりたいと思ひます。なお、事業税につきましては、現在の所得課税方式に加えて、付加価値的な要素も加えたような、一種の外形標準を使うのがいいのではないかと考へておりました。これは今後企業の負担ともにもらみ合わせながら、その方向で進んでまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣西村英一君登壇〕

○国務大臣(西村英一君) 土地問題につきましては、総理が根本的な問題はお述べになりましたが、村山さんの御質問を要約いたしますと、いろいろお話はございましたけれども、地価対策についてあまり政策がないのじゃないか、こういうお尋ねが第一点でございます。

この点につきましては、政府といたしましては、緊急対策といたしまして、第一に、やはり宅地を大量に供給すること、それは公的機関により、また民間宅地造成によつてやるということ、第二番には、既成市街地における再開発をやる、高地的に土地を使う、第三番には、やはり土地の取得制度を改善するために、今般土地収用法も提案をいたしました。総合的な政策をやつておるわけでございます。しかしながら、やはり今日の大都市の周辺を見ますと、これだけでは十分でないでございます。先般宅地審議会等の答申もございましたので、やはり根本的には土地の利用計画をつくつていきたい、また、土地に対する税法上の問題も今後検討していきたい、かように

考へておる次第でございます。

第二番にお尋ねになりましたようなことを総合してみますと、住宅政策にしても、土地対策にしても、税制面以外にはあまり政策がないのではないかと考へておるわけでございます。もちろん、税法上の問題で、今回特別措置法によつて税法上の優遇を住宅政策にもつけていきます。しかしながら、それ以外にも、住宅の確保であるとか、住宅金融の促進であるとか、または建設費の安定といういろいろな施策を政府は考へておるわけでございます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、住宅融資保険法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

住宅融資保険法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

住宅融資保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年三月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

住宅融資保険法の一部を改正する法律

住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「無尽会社」の下に、「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を、「信用金庫」の下に、「信用金庫連合会」を加え、「及び信用協同組合」を、「信用協同組合、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一号第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合並びに同法第八十七条第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会」に改める。

第五条及び第八条中「八十」を「九十」に改める。

第九条第一項中「三月」を「二月」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行

昭和四十二年五月十二日 衆議院會議録第十二号 住宅融資保険法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

する。
(経過規定)

2 この法律の施行前に始まつた保険料期間に係る保険料の額及び当該保険料期間中に発生した保険事故に係る保険金の額については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に保険事故が発生した場合における住宅融資保険法第九条第一項の期間については、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、その期間の末日が昭和四十二年七月三十一日後であるときは、同日の経過と同時にその期間が満了するものとする。

理由

住宅融資保険法による住宅融資保険の運用の実績等にかんがみ、その対象範囲を拡張するとともに、同保険の利用を促進するため保険金の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。建設委員長森下國雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○森下國雄君 たいま議題となりました住宅融資保険法の一部を改正する法律案につきまして、

建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、住宅融資保険法に基づいて住宅金融公庫との間に保険関係を結ぶことのできる金融機関の範囲を拡張し、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫連合会並びに信用事業を行なう農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会を加えることとしたこと

第二に、保険料算定の基礎となる保険金額の保険価額に対する割合、及び保険事故が発生した場合のてん補率を、それぞれ現行の百分の八十から百分の九十に引き上げることとしたこと

第三に、保険事故発生後の金融機関が、保険金の支払いを請求することができない期間を、現行の三月より一月短縮して二月とすることとしたこととあります。

本案は、去る三月二十五日本委員会に付託され、その間参考人の意見を聴取する等、慎重に審議いたしましたのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、五月十二日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 建設大臣 西村 英一君
- 自治大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

- 内閣法制局長官 高辻 正巳君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る九日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

- 昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算
- 昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算
- 昭和三十九年度国税収納金整理資金受払計算書
- 昭和三十九年度政府関係機関決算書

一、去る九日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和三十九年度国有財産増減及び現在額總計算書
昭和三十九年度国有財産無償貸付状況總計算書
(政府委員承認)

一、去る九日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

- 公安調査庁次長 長谷 多郎
- 外務省欧亜局長 北原 秀雄
- 農林省農林経済局長 大和田啓気

一、昨十一日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

- 行政管理庁統計基準局長 片山 一郎
- 気象庁長官 柴田 淑次

(政府委員任命)

一、去る九日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、九日議長において承認した長谷多郎外二名を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十一日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十一日議長において承認した片山一郎外一名を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る九日、佐藤内閣総理大臣から石井議長

宛、一日付をもつて公安調査庁次長宮下明義は退職し、また五日付をもつて外務省欧亜局長事務代理井川克一は同事務代理を免ぜられたのでそれぞれ政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

一、昨十一日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十日付をもつて行政管理庁統計基準局長後藤正夫は退職し、また十一日付をもつて気象庁長官事務代理小田部康は同事務代理を免ぜられたのでそれぞれ政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る十日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(運輸省観光局長)深草克巳の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 三原 朝雄君(理事毛利松平君去る三月十五日委員辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 石田 宥全君(理事赤路友藏君去る十日理事辞任につきその補欠)

日理事辞任につきその補欠)

一、昨十一日、決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 佐藤觀次郎君(理事中村重光君昨十一日理事辞任につきその補欠)

日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 広沢 直樹君
法務委員 中谷 鉄也君

大蔵委員 下平 正一君
商工委員 中谷 鉄也君

中谷 鉄也君
予算委員 下平 正一君

浅井 美幸君
決算委員 正木 良明君

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 伊藤惣助丸君
外務委員 渡部 一郎君

運輸委員 秋田 大助君
決算委員 村山 達雄君

一、昨十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 渡部 一郎君
地方行政委員 小濱 新次君

外務委員 伊藤惣助丸君
文教委員 有島 重武君

社会労働委員 大橋 敏雄君
農林水産委員 赤路 友藏君

商工委員 中澤 茂一君
近江巳記夫君

議員運営委員

勝澤 芳雄君 赤路 友藏君
(常任委員補欠選任)

一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 鈴切 康雄君
法務委員 中谷 鉄也君

大蔵委員 下平 正一君
商工委員 中谷 鉄也君

予算委員 下平 正一君
矢野 絢也君

一、去る十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

決算委員 浅井 美幸君
内閣委員 渡部 一郎君

外務委員 伊藤惣助丸君
運輸委員 龜岡 高次君

決算委員 秋田 大助君

一、昨十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 伊藤惣助丸君
地方行政委員 有島 重武君

外務委員 渡部 一郎君
文教委員 小濱 新次君

社会労働委員 近江巳記夫君
農林水産委員

中澤 茂一君

赤路 友藏君
大橋 敏雄君
勝澤 芳雄君

赤路 友藏君

中澤 茂一君

中村 重光君

木原津與志君

河本 敏夫君
加藤 万吉君

八田 貞義君
中谷 鉄也君

渡辺 惣藏君
大橋 敏雄君

中村 重光君

中村 重光君
木原津與志君

産業公害対策特別委員 入田 貞義君
中谷 鉄也君

河本 敏夫君
加藤 万吉君

石炭対策特別委員

石炭対策特別委員

昭和四十二年五月十二日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

中村 重光君 田中 昭二君
波辺 惣蔵君

(議案受領)

一、去る九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
通関業法案

(議案付託)

一、去る九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出第七八号)

以上二件 地方行政委員会 付託

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

印紙税法案(内閣提出第三四号)

登録免許税法案(内閣提出第七四号)

以上五件 大蔵委員会 付託

日本学術振興会法案(内閣提出第九〇号)

文教委員会 付託

下水道整備緊急措置法案(内閣提出第一〇七号)

建設委員会 付託

一、去る九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(予)

法務委員会 付託

通関業法案(内閣提出第一二三号)(予)

大蔵委員会 付託

一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出第六二号)

以上二件 建設委員会 付託

住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、勤労者の財産づくりとしての民間自力による住宅建設を促進させるため、住宅融資保険法の運用の実績等からこの制度の強化拡充を図ることとし、金融機関の範囲を拡充するとともに、保険事故が発生した場合の保険金のてん補率等の引上げ及び保険金の支払を請求できない期間の短縮について改正しようとするもので、その内容は次の通りである。

1 住宅融資保険制度を利用できる金融機関に、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫連合会並びに信用事業を行なう農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁

業協同組合連合会を加えることとしたこと。

2 保険料算定の基礎となる保険金額の保険価額に対する割合及び保険事故が発生した場合のてん補率を、それぞれ百分の九十に引き上げることにしたこと。

3 金融機関は保険事故発生後二月を経過すれば保険金の支払を請求することができることとしたこと。

二 議案の可決理由

本案は住宅融資保険制度の強化拡充により、住宅の建設及びこれに必要な土地の取得造成等の資金の融通を民間の金融機関に行なわせるための措置として必要と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画に住宅融資保険基金として五億円が計上されている。右報告する。

昭和四十二年五月十二日

建設委員長 森下 國雄
衆議院議長 石井光次郎殿

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円
配送料共)

所行 東京 都港区赤坂奥町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一 四四二(六)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可